

摂津市議会

# 総務常任委員会記録

平成16年3月15日

議 会 事 務 局

# 目 次

総務常任委員会

3月15日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
委員会記録署名委員の指名 .....	2
議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査 .....	2
質疑（山本善信委員、大澤委員）	
議案第24号所管分の審査 .....	15
質疑（安藤委員）	
議案第5号及び議案第12号の審査 .....	21
質疑（山本善信委員）	
議案第19号の審査 .....	23
質疑（森西委員、安藤委員、山本善信委員）	
議案第21号の審査 .....	26
質疑（安藤委員）	
議案第20号、議案第22号及び議案第23号の審査 .....	27
採決 .....	27
閉会の宣告 .....	28

## 総務常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成16年3月15日(月) 午前10時 開会  
午後 1時8分 閉会

### 1. 場所

大会議室

### 1. 出席委員

委員長	三好義治	副委員長	大澤勝哉	委員	本保加津枝
委員	山本善信	委員	安藤 薫	委員	森西 正

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長	森川 薫	助 役	小野吉孝	収入役	八木靖彦
市長公室長	中西 肇	市長公室次長	羽原 修		
同室参事兼人事課長	中岡健二	秘書課参事	山野芳男		
政策推進課長	有山 泉	同課参事	吉田和生	人事課参事	杉本正彦
人権政策室人権同和対策課長	中野泰男	同室女性政策課長	竹田 進		
総務部長	奥村良夫	同部次長兼財政課長	川崎 修		
同部参事兼総務防災課長	南野邦博	同部参事兼情報管理課長	小寺芳政		
同部参事兼市民税課長	奥田秋広	同部参事兼固定資産税課長	西村勝彦		
同部参事兼納税課長	井田博敏	同部参事兼契約検査課長	石田光次		
情報管理課参事	高山真弓	同課参事	村江 卓	契約検査課参事	梨木幸三
収入役室長	田村孝行				
監査委員、選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局長	林 州彦				
同局次長	杉浦 徹	同局参事	大砂 涉		
消防長	稲田晴彦	消防本部次長兼消防署長	石田喜好		
同本部次長兼総務課長	浜崎健児	予防課長	水田謙二	同課参事	池沢弘員
警防第1課長	北居 一	同課参事	関口一男	警防第2課長	埜口節夫

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 中川 顯 同局主幹 上 清隆

### 1. 審査案件(審査順)

議案第 1号	平成16年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9号	平成15年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第24号	摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件所管分
議案第 5号	平成16年度摂津市財産区財産特別会計予算
議案第12号	平成15年度摂津市財産区財産特別会計補正予算
議案第19号	摂津市職員の退職手当の特例に関する条例制定の件
議案第21号	特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第20号	公益法人等への職員の派遣等に関する条例及び摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第22号	摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第23号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○三好委員長 おはようございます。

ただいまから総務常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、安藤委員を指名します。

先日に引き続き、議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

質疑のある方、挙手を願います。

山本善信委員。

○山本善信委員 合併問題についてでございますけれども、これは今年度でどういうふうになっていくのかということ、来年度の3月で特例法の期限が切れるということで、国の方も新たな動きがあるようでございますし、先日の本会議での答弁でもいろいろと助役の方からのご答弁がございました。改めて今日までの状況を振り返りながら、ひとつ今後さらに具体的に来年度でどういうふうに進めていくのかと。あるいはまた答弁では一応今の状況、合併というのは難しいということが明らかになっておるわけですが、その中で財政的には自主再建、あるいは行政改革を進めながら本市独自でしばらくやっていかざるを得ないだろうということ。

しかし、今国の方で新たな法律制定の動きもございますので、そういったことも含めて、これから将来展望を含めてご答弁いただけたらと今思うわけです。

恐らく本会議の答弁以上のものはないとは思いますが、改めて具体的に現在までの状況を踏まえて、これからどういう方向に進めようとするのか。予算の中では具体的な数字はほとんどないわけでございますけれども、助役の方でずっと広域的な行政についての協議をしてこられて、昨年、結論を出された上で動いてきている話ではあるのですが、さらにその

ことについても含めて、ご答弁いただけたらと思います。それが第1点でございます。

財政問題につきましては、厳しい状況を少しでも改善するための努力というのはいろいろな形で進められるわけですが、それは今、いろいろと方針が述べられておられます方向で、ぜひ努力していただきたいということだけにしておきます。これは質問ではありません。

それから、もう1つ、消防に関してのご質問を申し上げたいと思うのです。これも先日、同僚議員の方からも特に非常備消防に関しての質問がございました。本年度予算の中にも、資機材の購入の問題とか、あるいはまた団員に対するいろいろな報酬等の予算も書かれておられるわけですが、大体普段とそんなに大きく変わらない予算がことしの予算の数字であろうかというふうに思うのです。その中で、かねがね以前にも取り上げたことがございましたが、今回でもいろいろと分団の内容についての質疑が先日もございました。先ほど各消防団員のトータルと、それからその分団の数等につきましては、今まで統計の資料等でわかっているわけですが、その各分団、分団での今までの12名という定数が満たされているところと、満たされていないところ、それからそれこそ分団そのものが構成できない、ゼロになる寸前という分団もあるやに思いましたので、資料をちょうだいしましたが、一部そういうことが裏付けられる資料でございます。

この分団の構成というのは、今までは旧の村落、集落の関係の中からやめられる方が、あるいはまた村の関係者が次、あの人をお願いしようという形でどんどんと補充をしてこられて、定数維持をし、またいろいろな訓練を経て分団を構成さ

れておったわけですが、ところが最近の状況からしますと、その分団員そのものも具体的には、構成員そのものも、昔でしたら農業なんかをやっておられて、自宅周辺におられたわけですが、最近はお勤めに出られる方がほとんどで、昼はほとんど団員の方がおられないというような事態も各地に起こっております。それと同時に、団員そのものも名前だけというような形にならざるを得ない分団員も中にはおられますし、実際に活動そのものに支障を来しているような分団も多々あるようにお聞きしておるわけです。

これは以前からも取り上げていることではあるのですが、改めて分団のあり方について、一定、考え方を聞かせていただきたいと。先日は、一応いろいろな形で分団の補充等について維持するための努力というのはしておられて、分団の数はもちろん減らさないし、団員の数も減らさないように努力するという方向で、いろいろな形で募集をしてみたり、あるいはホームページに出して、今までの分団員の選び方等以外に、新しいやり方も摸索しておられるようでございますけれども、決定的な方策にはなっていないということでございますので、そういったことにつきまして、改めて先日の議論も踏まえてご答弁いただけたらありがたいというふうに思います。

それから、細かい問題で1つ、80ページの淀川右岸の3市1町地下鉄延伸連絡協議会の負担金というのが上がっているわけです。これも以前はかなり熱心に活動してこられて、しかも2005年でしたか、一定の方向づけが出るようなことについて準備をするという形になっている、そのためにこういう形で残して、いろいろと会合を開いて、今日まで来ておられると思うのですが、ことしもそうい

う形の協議会の負担金が上がっておりますけれども、ことしこの淀川右岸3市1町地下鉄延伸連絡協会の活動並びに地下鉄延伸についての、これからの具体的な方向付けというのはどういうふうになるのかと。

別の形で井高野まで具体的に事は動いてきておりますけれども、淀川右岸につきましては大日から橋を渡ってというような、もともとの出発点がそこでしたから、そういうものと現実に動いてきている、井高野まで来ている地下鉄等の問題、そういったこととの絡みがどういうふうなことに、ことし1年で具体的に動かせようとするのか。そういうことについてお聞かせいただきたいとします。

○三好委員長 答弁求めます。

羽原次長。

○羽原市長公室次長 広域連携・市町村合併に関しましてご答弁申し上げます。

ご存じのとおり、北摂7市3町におきまして、北摂広域連携行政研究会という組織を設けまして、北摂7市3町レベルでの市町村合併等に関する情報整理ということを行ってまいりました。それについては一定とりまとめをしておるところでございますが、それぞれ各市町のお考え、ご事情等ございまして、現実には市町村合併ということには至っておりません。

その後の取り組みといたしましては、北摂市長会での議論もあったわけですが、一応助役レベルでの情報交換、それから広域連携についてより具体化していこうではないかということで一応決まっております。

昨年2月25日には助役会議を開催いたし、それぞれ各市が広域的な取り組みを進める具体的なテーマについて、持ち寄って進めていくということになってお

ります。

27件の課題が寄せられておりましたけれども、一応7件程度にまで絞り込みまして、昨年の7月に調整会議を進めたところでございますが、それぞれ首長さんのお考え等もございまして、現在のところ最終的な合意にまで至っているものとはなっておりません。

各市とも選挙等もございまして、どのタイミングでどういうふうに取りまとめをしていくか。今現在、調整をしております最中ということでございます。

具体的な課題といたしましては、図書館の共同利用であるとか、広域的なごみ処理の体制の問題、消防の体制を広域化できないか。それから人事交流の検討、水道事業の広域化、IT関連の広域的情報提供、国民健康保険の広域化というようなテーマはございますが、いずれもそれぞれの市町村等の事情とも絡みますので、単純にすぐに進めるといえるようにはならないかと思っておりますし、それぞれ所管のレベルでの議論も既に進んでいるところもありますので、どういう形でどういうふうに進めていくか。改めて各市町の間で協議を進めた上で、可能なものについてはできるだけ早い段階から進めていきたいと思っております。

○三好委員長 浜崎次長。

○浜崎消防本部次長 消防団の定員の確保については、消防団は地域防災の中核といたしまして、地域住民の生命、身体、財産を守る上で重要な役割を果たしてきております。最近の国内の大災害を見ても、その活動は大きく評価されているところでございます。

また、現在の本市の消防団員は329名おり、その要員動員力や地域密着性、その地域密着性による即時対応能力といった利点を活かしまして、地域防災力とし

ては大きな力を発揮していると考えております。

また、火災出動におきましても前年度実績では、延べ857人、昨年の歳末非常警戒では延べ323名が出動しております。そういうことは摂津市民の安心安全に対して大きな役割を果たしておりますし、不可欠な存在だとも考えております。消防団は、今後その地域密着性、要員動員力の特性を活かしながら、地域社会の幅広いニーズに応えていかなければならない存在であります。

しかし、現在、消防団を取り巻く環境の変化、そして消防に対するニーズの変化、また消防団の実態にギャップが生じてきております現実もあります。

例えば、委員ご指摘の消防団の人員確保の問題につきましては、その最たるものでございまして、現実には各分団の慣例的な定数を下回っている分団も現実にあります。

先日も副団長以上の会議の中でも討議されておりますが、そのことにつきまして、いろいろ現在検討を重ねているわけですが、慣例的定数の充足率ということでは現在慣例的には346名ということになっております。現在員329名でございますので、現在17名のマイナスになってございまして、充足率としては95%ということになっております。

また、この消防団の確保という問題につきましては、現在、地元の消防分団での欠員補充という形で異動を行っていますが、今後は摂津市全体をとらえた中で、サラリーマン団員が活動しやすい環境づくりと、訓練などを通じ、消防団の活性化を図るとともに、事業所や教育の場、また女性消防団員も視野に入れつつ、消防団運営を目指した中で、人員確保の問題を検討しなければならないと思ってお

ります。

また、さまざまなメディアを通じまして、消防団のPRなどをいたしまして、ぜひ、今の人員確保については努めたいと思っております。

○三好委員長 有山課長。

○有山政策推進課長 淀川右岸3市1町地下鉄延伸連絡協議会についてでございますが、現在、平成14年11月から本市が事務局をいたしております。今後の方向、位置づけでございますが、昨年、10月24日にうちの方の幹事として近畿運輸局企画振興部の企画課から参事を招きまして、勉強会をさせていただいております。そのとき得た情報でございますが、平成元年5月に運輸政策審議会答申第10号ということで、今言われておりました路線なんですけど、2005年までに整備着手することが適当である路線とされました。

このとき新線すべてでいうと220キロ、増線路線114キロであり、平成15年時点での新線は約108キロ、線増路線は約57キロということの整備が終わっております。運輸政策審議会答申10号における答申のうち、未整備路線は現在29路線あります。内訳は整備目標まで整備することが適当であるということで、今後2年間の間に整備されるとした路線が3路線、それから整備目標まで着手することが適当である路線とされたものが8路線、それから今後検討すべき路線とされたものが18路線ございます。本市が進めております地下鉄2号線、大日から高槻方面まで約14キロは、今後、検討すべき路線とされ、ランクが低い状況になっております。

現在、地下鉄2号線に関する10号答申については先ほど委員の質問の中にもありましたように、2005年というこ

とで、近畿地方交通審議会で、その下部組織であります総合交通部会のワーキンググループの中で、これを2005年までかけてどういうふうにされるかという話し合いが現在行われております。

昨年11月で、第3回の会議が持たれております。平成16年秋、もしくは冬にかけて新しい答申が出されるということで、現在、そういう審議が行われているところであります。

○三好委員長 山本善信委員。

○山本善信委員 合併問題に関しましては、今、現実に動いている話につきましては、お答えのとおりだと思うのです。国の方の動きについて、特例法が来年の3月で一応期限切れになるということの中で、新たにもう少し知事権限を行使して、知事の方から一定のこちらとこちらと合併しなさいとか、合併した方がいいですよというような形の一定の働きかけができるような形の具体的に、今まででしたら一応のパターンを示す程度のことと終わっていましたが、もう少し具体的にそのことについて動き出すような動きがあるわけですね。これは恐らく私は本会議あるいはまたいろいろな議論の中にもありましたように、3,000自治体を2,000自治体にすると。それではまだ少ない。もっと1,000ぐらいにしなきゃならんというような話の中で、そういう話が出たわけですから、この法律そのものは具体的に今国会等を通ることはほぼ間違いないのじゃないかというように思うのです。そういう中で本市として合併すると。合併すべきだというような方向で動くという姿勢は私は変わっていないと思うのですね。そういう中で、そしてその準備段階、そういうふうなことをある程度見越しながら、具体的な動きをうちの方でしていく必要

があらうかと。広域連携として動かす話と、それはそれで具体的な動きとして積み重ねていく方向で動くわけですけれども、本市独自のものの考え方で、どこかと何とかしなきゃならんということについて、例えば、現在までの広域的な問題についての情報等を市民の皆さんに提供しながら、この前にも助役から本会議で答弁がありましたように、島本町なんかで一定のパターンを示しながら、アンケートなり、市民の意見を聞いたというような方向があるわけですね。だからそういうことを本市としてやるべきではないのかというふうなことを思っておるわけですが、その点についてどういうふうなお考えを現時点でお持ちか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、消防団の話でございますけれども、今確かに決定的に何をどうするという形では、なかなか実績の上がる話として事が動いていく方向にはないというふうに私は見ているわけですが、今の答弁でも確かにそういうことで、いろいろと考えておられることはもちろんよくわかるわけですが、しかしそういうふうなことを言い出してから、かなり長い年限がたつわけです。そしたらこれからどうするのかといったときに、例えば、団の編成をもう一遍きちっと考え直すとか、先日でも森西委員のお話がありましたように、団員のメンバーの地域的な偏りみたいな形で、旧の集落を中心に事を選ばれていたのが、今も答弁がありましたように、より広い形で選んでいく。お願いしていくというようなことは大事なんですけども、果たしてそれを具体的に動かすためにはどうするのかというのがなければならんと思うのです。これはやっぱり行政の方でしっかりとそのことを踏まえて考えていただき、団の

方の協力も得て、ちゃんと確保していかなきゃいかん。どうしてもそういうことができなければ、一定、守備範囲なり、あるいはまた団の構成そのものについても、ちゃんと再編成して、それで市域全体を網羅して、具体的に非常の場合にきちりとした活動ができるような団組織に変えなきゃならないというふうに思うわけですが、その点についてもう一度、お答えいただきたいと思います。

それと、近隣各市の団の状況を見ますと、非常に同じような悩みを抱えておられて、しかももう既にその団同士の統合があったり、あるいはまた具体的な動きがあるわけで、私が承知している限りでは、例えば、ごく具体的な話ですけれども、茨木市なんかでは、旧の三宅の宇野辺、丑寅、蔵垣内、これがそれぞれの分団があったわけですが、現実にその3分団が統合されてやられているということとか。

あるいはまた、茨木の場合でしたら、山間部はまた特別の形で山火事その他の対応があって、なかなか難しいところでは、あるわけですが、そういったことについての一定の考え方のもとに事が動いて、団を一定の編成をされているというような話とか、そういったことを考えていますと、私どもの方でもそういうことを具体的に考えていって、動かしていかなきゃいかん時期に来ている。それが今年だというふうに私は思うわけです。そういうことについて、もう一度、お考えを聞かせていただきたいと思います。

地下鉄の延伸の問題ですけれども、これは2005年が1つのめどだということではあるのですが、それに向かって、もう今2004年ですから。来年その結論を一定しっかりもう一度判断されるときに、つなげていってもらわないと



いけないわけですから、いや、もうだめですという話になってしまうと、これは話になりませんので、その辺のところは見通しがどうなのか。

非常に難しい話ですけれども、ご多分に漏れず財政的に非常に大阪市の方にしましても、あるいはまた府にしましても、あるいは各沿線の自治体にしても、若干程度の差はありますけれども、厳しい財政状況にあるわけですから、そういう中で10年先、20年先を見越した形の施策として、具体的に動く基本を今、ちゃんと道筋をつける方向を、ここで決めておかなきゃならんということで、非常に地味ですけれども大事な時期だということなんです。それがことしのこの平成16年度だというふうに思いますので、それについてのものの考え方というのは、もっとはっきり方向づけを持って、どういう活動をするのだということを、わずかな負担金の予算ではありますけれども、連絡協議会の活動そのものは非常に正念場に来ているということをおもいますので、その点について、どういうふうにこれを動かしていくのかということをもう一度、ご答弁いただきたいと思っております。

○三好委員長 小野助役。

○小野助役 合併問題についての今後の考え方なり、アンケート調査等の意向があるかという点でございますが、委員ご指摘のように、急激な少子高齢化社会なり、未曾有の財政危機に直面をしているこの状況を考えて、国も言っていますように、市町村の規模拡大なり、また財政基盤の強化としては有力な対応策であるという考え方は私どももそういう考え方を持っています。

しかしそういう中で、ただ先ほど言いましたアンケートのことでございますが、島本町がアンケート調査を実施いたしま

した。その結果はノーでございました。町長としては、合併の道を歩まないという方向を出しました。ただ、私も知っている範囲で申し上げますと、そのアンケート調査の中身が町としての意向といえますか、自治体としての意向、またビジョンなり、将来像なり、合併メリットが極めて抽象的であると。そういったアンケートでは意味がないのではないかと、島本町の一部住民からも言われております。

仮にこのアンケートをやるとなりましたら、本市も相手市を具体的に示せない。また示すことができない状況の中で、仮にアンケートをやるとすれば、いわゆる島本町のように非常に抽象的な形というようにならざるを得ないのではないかと、いう気もいたします。

それで、今後、合併3法案の具体的な内容が出てまいります。また日曜日の新聞でも、その知事のあつ旋というの、調停あつ旋は知事自身ではなくて、知事が任命した市町村合併調整委員にゆだねるようになると言われています。そういったことで、例えば、大阪府がどういう出方をするかということもございまして、いずれにしても北摂では中核市で高槻市がある。特例市は豊中市、吹田、茨木市と持っております。それで私ども助役で話をしておりましたら、政令市が100としましたら、中核市が大体7割、8割ぐらいの権限を保持されている。特例市は大体そのうちの3割か4割かといわれますが、持っておると。そうしますと、この内容からいたしますと、もうこの北摂の4市は特例市、中核市で動いていると。だからその必要はないのだという考え方が私は受け取れます。

市長は議会答弁をされていますが、そういう受け取りを助役会レベルでは、そ

の道を歩んでいきたいのだということを言っております。

ただ、今回の合併の3法案の中で、具体的に動いたときに、これがどういう動きをしていくかということはまだ少し状況を見させていただきたいと思っております。

もう一つは、アンケート調査の中身につきまして、今後、議会との議論もあるわけですが、また調査委員会との関係もございしますが、そういうことをやるべきだということになるかどうか。一度これはその中で議論を、ただ今のところ私の感覚では相手市を明示しない中でビジョンなり、財政基盤なり、そのメリットが出せない状況の中で合併そのものをトータルとしてのアンケートは可能であります。そういうアンケートになりますと島本町のように非常に住民としてわかりにくいアンケートになりはしないかという気もいたします。

そういったことの中で、調査委員会がございしますので、その中でいろんな私ども内部では検討いたしますが、その中でも十分議論をさせていただきたいというのが今の考え方でございます。

○三好委員長 浜崎次長。

○浜崎消防本部次長 それでは、2度目のご質問にお答えいたします。

長期的には、事業者への理解や幼年からの防火意識をはぐくませるなど、教育の場を活用しての働きかけを検討していきますが、実際欠員が生じている現状では、やはり積極的に地元分団への団員確保を働きかける方法をとらざるを得ないと考えております。

そして全市的には、新興住宅地を含めて勧誘するよう、団幹部の方々を通じて地元をお願いしております。また、団長をはじめ、幹部の方々と十分協議を重ね、直接勧誘とあわせまして、消防団に対す

る住民の参加や連携を促進し、さまざまな広報媒体を活用し、団員の確保に努めてまいりたいと思っております。

また、委員がおっしゃってございました消防団の再編成につきましては、ただいま申しましたこれらのことが不調に終わりました場合、やはり分団の定数の見直しや、各分団の再編成、統廃合を検討していかなければならないという段階に行くわけでございます。

しかしながらまず、今の指針といたしましては、人員の確保が先決であると考えております。

○三好委員長 有山課長。

○有山政策推進課長 今後どういうふうにかかしていくかということでございますが、3市1町の地下鉄延伸協議会、これは高槻市、茨木市、摂津市、島本町ですが、これに守口市、寝屋川市を加えた淀川沿線地下鉄延伸研究会というものをつくっております。これらのものを通じるとともに、それともう一つ、大阪市が核都市になります。隣接都市協議会というのでこれは10市あります。地下鉄2号線については、八尾市も含めた一環した鉄道でございしますので、交通局にそれらの都市と合わせて、今現在隣接都市協議会では、広域行政のあり方という研究会を立ち上げてしております。その中で本市は地下鉄の延伸について八尾市と提携して要望をしているところであります。

そのようなあらゆる機会を使って、今後についても待ちの姿勢ではなくて、積極的に働きかけていきたいというふうになっております。

○三好委員長 山本善信委員。

○山本善信委員 合併問題は、今、助役の方からご答弁いただいたわけですが、その中で以前の昭和の大合併のときには、一定の審議会というのがありま

して、その審議会の中で一定のこことここと合併した方がよろしいですよということで、答申が出されて、そのもとでいろいろ各市町村の動きがあって、それで結果的にいろいろ問題がでてきて、紛糾したときには紛糾の中で調停の役目として出てきて、それでその調停に基づいて事が動いたというような形が具体的な動きとしてあるように以前から話を先輩方からお聞きしているわけですがけれども。

だからそれと同じような形とはまではいいませんが、似たような形が今度の新たな来年の4月以降からの今国会で表へ出てきている話の中にそういうふうなことまでを含めて、事が動き出すとしているのではないかということがあるわけです。そういった中で、大きい市と小さい市ということになれば、当然、対等合併というのは生意気な、ちょっと言葉は悪いですがけれども、そういう形はなかなか言い出しにくいわけですし、仮にそういうふうにしても大きい方にしたらちょっとプライドがあると思いますから、むしろ吸収合併ということの選択も、選択肢の1つとして考えるということも1つかというふうに思うのです。

先來から、大阪市との合併の問題も具体的にいろいろと1つ検討してみてもどうかというような話を、この議会でも、あるいはまた我々の調査会の中でもあったわけですがけれども、そういったことも含めてこれから、これ以上議論しても、前へ進めないと思いますので、これでやめますが、とにかくそういう周りの動きにももう少し具体的に対応して、できるだけ早い機会に市民の皆さんの意向を問うべく方策を考えていただけたらというふうに思います。

市民の中にもどうするのや、どうするのやという話が非常に底流としてありま

して、このままでは立ち行かないということでの話があるように思いますし、生活圈その他で考えて、行政区域が違うためのいろいろな問題点というのは隣接のところで幾らも起っているように思いますし、市民の意識の中でもそういうことが起っておるわけですから、それについてこの摂津の行政当局として十分に考えていただいた上で、できるだけ具体的な動きを早急にさせていただけたらというふうなことを思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、消防団の話ですが、今の答弁で具体的にこの出していただいた資料から見ましても、千里丘の第1分団、これは具体的に名前を出したらちょっと具合悪いかもかもしれませんが、あえて出しますと、千里丘の第1分団というのは、これは4月からゼロになるわけですね。団員の数が。そうしたらこれは、まあ言うたら消滅でほっておくのかという感じになりますし、そしたらたちどころにその守備範囲をどうするのやという話になってこようかと思ったり、幾ら現場へ頼みに行っても出てくださいといってもできないとなったら、それはそれでその守備範囲を急遽別の形にしなきゃならないと。具体的に動き出さなきゃならん話があるわけです。これで半分とは申しませんが、3分の1がほとんど10人、11人という数字ですがけれども、充足に近い状態になっているわけですが、定数の問題そのものも考え直さなきゃならないというような数字だというふうに理解しておるわけですね。こういう状態がもうここ何年も続いているわけですから、だからその辺のところを十分考え合わせて、ぜひこれも今、いろいろ努力していただいているということはわかりますけれども、さらにこれからこの年度でしっかり

めどをつけて、どうするのかということについてもっと具体的にやり方を、あれもやる、これもやるということではなしに、現実はどうするのやということをもっと具体的にその動き出して、そういうことで安心を確保するための努力をさせていただきたいということで、これはもうお願いしておきます。

それから、地下鉄の問題等にしましても、これは2005年までということの間の中での措置ですので、取り残されないように、しっかりと非常に地味な話で実際に事業が動き出すということになってからでも、5年、10年かかるわけですから、しっかりとその辺のところを踏まえて基礎づくりをしていただきたいと思いますということをお願いします。

○三好委員長 大澤委員。

○大澤委員 2点余りちょっとお尋ねしたいと思います。

16年度予算の中で、財源の拡大といいたいでしょうか、増収を図るといいう、いわゆる政策推進の面で全般的なことの中でお尋ねしたいと思います。まず、以前からずっと申し上げてきました駐車場の有効活用と遊休地の効率的な運用ということを書いてきました。それで、15年度より遊休地については貸地として、いろいろな方法でもって収益を上げておられます。これは一定の成績を上げておられますので、そのご努力に対しては高い評価をしたいと私は思っております。

ただ、次に駐車場の問題ですけれども、以前から個々の駐車場を上げますと、それぞれ所管が違いますけれども、政策推進面から財政という角度でとらえていきたいと思うのですけれども、具体的に以前から言っております小川駐車場のケースを申し上げますと、11年度にとにかく約400万円の支出があると。それに

対して収益が53万と。そうしますと343万の持ち出しということになりますね。それを指摘しまして、その後5年の経過があります。全然、改善されずに12年度に再度申し上げた結果として2000円の駐車料金を300円に上げられた。その結果としては100万円プラスになりましたから、330万円ほどの支出が210万円と。例えば13年度は210万円であり、14年度は233万円と。15年度のこれは推定ですけれども、大体230万円の持ち出しであろうと。そうしますと5年間で約2,000万円の支出と。それに対して収入が680万円と。盛んに民間のコスト意識とか手法とか言っておられますけれども、民間企業でこんなばかげた財政状況で5年間も続けるというのがどこにありましょう。

ですから、個々の駐車場を考えますと所管によって違いますから、いろいろ事情がございます。しかし、以前から一貫して駐車場対策ということで財政における収入を上げるべしということで提案してきましたけれども、何らそこにはそういった努力が見受けられないと。

このままでいきましたら、16年度も全くそのままの計画であって、何ら手を加えてられておらないということになりますね。その辺のコストに対する意識をお尋ねしたい。

もう一点が、庁舎前の駐車場の整備については、大体年間に650万前後の費用が要っている。これはシルバーに払っているわけですけれども、これとて5年間さかのぼったら、3,000万以上のお金になるのですよ。それでこの後、また手数料の問題が出ますけれども、200円を300円に上げるという手数料の値上げ、それでとにかく今市民に負担をかけないということが一番大事なことで

はないかと。そのときに市の財産というのは市民の共有財産ですから、それを効率的な運用をもって、収益を図るということは、まず真っ先にすべきことではないかと思っています。ところがそういう努力がなされていない。それについてお考えをお聞きしたい。

それからもう一点は、16年度の緊急地域雇用創出特別基金の事業ですね。これは国からの費用でありますけれども、15年度も出ておりました。16年度もあります。この内容について、当初の計画と現在とそこには違いが出ておるのではないかと。そしたら当初の予算額で私どもは聞いておりましたけれども、その内容をもう一度、現実の事業名と金額、これをお知らせいただきたいと思えます。

○三好委員長 一番目の財源の増収を図ることについては財政、行革、今の小川駐車場は一応例に出しているけど、今言っているコスト意識で行革をどういうふうに進めて、財源の確保を図っているのやという視点で答弁お願いできますか。

行革の方から有山課長。

○有山政策推進課長 では、遊休資産の活用というご質問であったと思います。駐車場の活用という形でしている施設それぞれの附属した施設に対して有料にしてはいかがかということであると思えます。

従前コストという意味でいうと、事務事業評価を導入したときに、従前と違うコストの論議をさせていただいています。それはかけたコストを単純に転嫁するのではなくて、コストの方が引き下げられないかという議論を割としております。

したがいまして、今ありましたような駐車場の整備というような形であれば、庁舎の駐車場の管理経費650万円とい

う委員のお話でございましたが、5年前に比べると相当減っているはずでございます。それはそこを有料にしてそのまま維持をするか。あるいはコストを引き下げる努力をするかということで、市民に供する場合、そういう単にそこに転嫁をしていくだけではなくて、行政の側の努力をしようではないかということ、それも含めたコスト、民間と違った意味での行政の役割というので、そういうコスト意識という議論をこちらの方ではしているところであります。

○三好委員長 川崎次長。

○川崎総務部次長 緊急地域雇用創出特別基金の件でございますが、当初に計画しておった部分と16年度予算に計上しておる部分との違いという内容でございます。

事業名で申しますと、当初市有建築物保全調査事業で、これは予算に計上しておるわけでございます。これにつきましては今年度より教育委員会の所管でございますスクールガード推進事業、これを新たに追加した経緯がございまして、先ほど申しました市有地建築物保全の部分で若干の予算をスクールガード推進事業の方へ振り分けたという部分で若干国に提出しておる計画と、この16年度やろうとしておる計画と若干の相違が出ておるといところでございます。

○三好委員長 大澤委員。

○大澤委員 コストの面について、収益を図るとい以外に確におっしゃられるように、支出を減らすということも当然であります。しかし、現実問題としてゼロにはできないと思えます。そうしたらゼロにはできないというよりも、むしろゼロにすることを考えるべきだと。それからプラスに転じるということに当然考えるべきだと思えます。

ですから、支出を減らしていったところでマイナスはマイナスで、やはり年を重ねることによって累積で額としてはふえていくわけですから、私はそのような考え方についてはコストというような意味合いでは理解ができません。

次に、緊急地域雇用創出特別基金ですけども、市有建築物保全と、若干といいますのはどういう数字ですか。金額を明確に示してください。

次に、それ以外のものは全然触っていないものか、それ以外のものも金額が変わっているものか、その辺ももう一度お尋ねします。

それから、遊休土地についてで、もう一点は担当の方によって随分進め方が違ってくる。担当の管理職員の方の考えかたとか努力によって非常に遊休地等の貸し出しが広がってきますし、また早くなる。同じことであっても担当者が変われば、またそれが促進されないような面があります。市として基本的にはだれになろうとも、やることはやるということでないとおかしいのではないかと思います。

例えば、1つの例を最近聞きましたけれども、パーキングに貸したところが利用者が少ない。契約を解除したいという話があった。そのときにそうですかということで受ければ、それでゼロになってしまうのですね。

ところが向こうはそろばんが合わないから撤退したいということですから、幾らまで貸出料を減額すれば合うのだということで再度交渉して、そしたら20%なら20%という数字でもって納得されて、また再びお使いいただけるということ、このような柔軟な考え方が非常に大事でして。ゼロか1かではなくて、それだったらどのような形をすれば、継続して借りてくれるのか。借りてくれている

ものを解除すれば全くゼロになってしまうのです。

ところが例えば20%引いたところで、ゼロではありませんし、遊ばせていることを思ったら非常にプラスになるというようなことから思いましても、考え方の柔軟性と同時に市の方針としてしっかりしたものの考え方、とらえ方がないと、担当者によって変わるという面があっては困る。また具合悪いのではないか。おかしいのではないかという思いがしますので、その辺、市としての基準、考え方の根本を聞かせていただきたい。

それと駐車場の件につきましても減額してとにかく支出を減らしていったらいいと。そんなのんびりしたことを言うている財政の状況ですか。

とにかくマイナスをゼロにするのだ。プラスに転じるのだという決意がなければ、こんな財政なかなかそんなものプラスにならないと私は思います。

民間企業のように、大きなストラということではできませんけれども、いかに資産運用することによって、遊休土地を有効に働かす、また駐車場そのものは受益者負担という、これを原則としてやるべきだと。結局、マイナス面を手数料だ、何だということで、市民に追いかぶせているわけです。

それであれば使う人が使うように料金を払うということが当然ではないかと。私はそう思いますので、そのあたりももう少し明確なお答えをいただきたい。

○三好委員長 先に財源の確保の関係で、有山課長。

○有山政策推進課長 適正な受益者負担ということであると思います。

当然、すべてのものが受益、もちろんそれは税も含めての話であります。賄われております。それは全体でバランス

するものであると思います。使用者等で収益を上げるものについては、収益を上げたかどうかということですが、施設に付随した駐車場ということでありますと、施設に付随したということで、それ自身が駐車場としての機能ということではないというふうに考えております。施設を利用するということでの付随した施設である。

一方、駅前の駐車場のように、もともと企業会計といいますか、駐車場としての位置づけをなされて、収益を上げるべく建設されたものと、当然、同じ駐車場でありましても、その性格は異にするというふうに考えております。

ただ、1点、今後、改めていきたいと思いましたが、根本的に基準を定めてその方向に全庁で取り組むべきではないかということについては、今、以上に基準を定めて一定の方向で努力をしていきたいというふうに考えております。

○三好委員長 川崎次長。

○川崎総務部次長 当初に府に提出しておりました計画と16年度予算で先ほど申しましたスクールガード推進事業を新たに提出しております。スクールガードの予算でいきますと、1,338万5,000円、これをこの緊急地域雇用創出特別基金でもってやると。当初に計画しておりましたのは、先ほど申しました市有建築物保全調査事業、これが当初2,385万1,000円という形で府に提出しております。それと古文書目録製作事業、これで699万1,000円。こういう形で当初、府の方へ計画の申請をいたしておったわけですが、急遽、スクールガード推進事業をやっていくという一定の方針のもと、この市有建築物と古文書の部分で調整をいたしまして、スクールガード推進事業へ1,

338万5,000円を振り替えたということでございます。

○三好委員長 大澤委員。

○大澤委員 今、駐車場の問題ですけども、施設を使う人についての駐車場のあり方ということをおっしゃいました。それならば、市役所へ土曜日、日曜日に駐車されている車についてはどのようなお考えですか。市役所に目的があって来られたということではなくて、市役所の駐車場を利用してほかへ行っておられるということについては、今の答弁と合わないじゃないですか。

次に、小川の駐車場は有料ですね。判を押せば無料になりますけれども、そしてたらふれあい広場の駐車場はずっとあれ空いていますね。その整合性はどうかですか。向こうは1銭も取っていませんね。であれば小川の駐車場とふれあい広場は同じように取るべきではないかと。文化ホールとか、また福祉会館に行かれる方が利用されていると私はそう思うのです。ふだんのときはいつもふれあい広場は空いていますね。それはどういうことですか。おかしいやないですか。その辺はどうですか。そのあたりの一貫がないということ言うのです。所管が違うから、それぞれ違うのだということではなくて、市としてまとまった形の中で、やはり受益者負担という原則のもとに駐車料金をいただいたらどうか。それによって少しでも収益の上がるような方法をとったらどうかということをおっしゃっているのです。それについてもう一度お尋ねしたいと思います。

それから、雇用促進については、今、ご説明がございましたけれども、急遽、変更になったということは理解ができませんし、これは状況によってやむを得ないと思います。

ただ、雇用の創出特別基金ということは、新しくそういう事業を打ち出して、雇用を広めようということに私は解釈しているのですけれども。その面からいきましたら、とにかく基金が国から来る間はできますけれども、終わればそれで終わりだということであれば、何か尻切れトンボのような思いもしますし、継続性のない事業だなど。雇用される方にとつたら、ことし1年はいいけれども来年から全くあてにも何もできないというようなことではなくて、継続して事業があり、またそれによって雇用が続けられるというような要素もその中には必要ではないかと思うのですよ。そういう面がこの中では見受けられない。そういった工夫については、どのようなお考えか、再度、お尋ねいたします。

○三好委員長 暫時休憩します。

(午前10時55分 休憩)

(午前10時56分 再開)

○三好委員長 再開します。

総務部長。

○奥村総務部長 そしたら私の方で答えられる部分につきまして、お答えさせていただきます。

まず、駐車場全体の部分ですが、それぞれ所管によりまして有料、無料、こういう矛盾点が指摘されました。当然、その分については今後整理していかねばならないというふうに思っております。ただ、全体駐車場の有料化、無料化の分につきましては後ほど議案もございますように、手数料条例、今回改正させていただいております。これらはやはり近隣各市の状況を斟酌しながら決めていくという状況もございます。

先ほど政策推進課長が言いましたように、駐車場そのものを目的に利用される場合、それから施設に付随して駐車場が

ある場合、それぞれ近隣各種の状況もやはり斟酌をしながら有料にするのか、無料にするのか、決定していかねばならないというふうにも考えます。

それから、緊急地域雇用創出特別基金事業でございますが、これは平成16年で一応基金事業が終わります。財政の方といたしましては、若干質問と趣旨異なるのですが、今後、継続的に雇用が続かないような事業というのをまず考えます。それぞれ国の方から基金として補助金をいただきます。その補助金を活用して、今後実施しなければならない。断続的な事業については、まずこれを基金を充てていきたいというふうに考えています。

先ほどの説明の中でスクールガードというのがございました。平成16年度でこれ1,300万ほど充当させていただいていますが、平成17年につきましては緊急の特別基金事業がなくなります。教育委員会の方では、このスクールガードの部分は今現在ではシルバーを予定されているのですが、平成17年からは有償ボランティアという形で予定もされています。そういう基金の充当の仕方、今後の分につきましては、できるだけ支出が伴わないというふうに、こういう事業を考えさせていただきました。

○三好委員長 大澤委員。

○大澤委員 雇用地域創出特別基金事業につきましては、ご説明で一応理解いたします。それで、内容につきまして、事業名等はざっと以前に耳にしておりましたので、きょうお尋ねしたわけですが、改めて事業名とその予算額ということをお知らせいただきたく思います。これお願いしておきます。

次に、駐車場問題、これは財政を求める上での基本的な考え方ということで前から申し上げてきましたことですから、



小川駐車場については1つの例として申し上げたわけで、あれにこだわっているわけではないです。ただ、そういうマイナスが出ておると。680万円ほどの収益を上げるのに2,000万もお金を使うようなことを、この財政の中でやっておっているのかと。そういう市の財政の収支についての基本的な姿勢ということを問うたわけでありますから、あくまでも1つの例としてご理解いただきたいと思えます。

今後においても、そういう角度からとにかく収益を図るような工夫をしていただきたいということをお願いしておきます。

○三好委員長 緊急地域雇用創出基金の件で、川崎次長。

○川崎総務部次長 それでは、16年度当初予算に計上いたしております緊急地域雇用創出特別基金事業は、環境美化推進強化事業、予算額が468万3,000円。公園等砂場消毒清掃事業、予算額316万1,000円。それからスクールガード推進事業1,338万5,000円。それから市有建築物保全調査事業1,045万9,000円。学校図書館IT化事業699万8,000円。それから障害者授産作業所活性化事業420万円、それから学校教育情報化ポータルサイト構築事業1,254万2,000円。この6事業でございまして、総合計で5,542万8,000円となっております。

○三好委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時2分 休憩)

(午前11時5分 再開)

○三好委員長 再開します。

議案第24号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略いたしますが、本件に関する議案につきましては、各所管にまたがっております、総務で所管いたしますのは議案参考資料の17ページの(4)市税に関する事務と、18ページの(6)にかかわるウ、キ、クの部分が総務の所管になっておりますので、よろしくお願ひします。それでは、質疑に入ります。安藤委員。

○安藤委員 最初に、今回の摂津市手数料条例、今、委員長からもご説明いただきましたように、各所管に分かれていて、先ほどの駐車場の考え方について全体的な考え方ということでご質問もされ、ご答弁もされておられたわけなんです、それぞれ総務の所管について聞かせていただく前に、今回の手数料の値上げについての基本的な考え方というのをはじめてお聞かせをいただけないかというふうに思います。

それから、あと個別にお伺ひしますが、一般会計の予算の審議の中で、今回の総務所管の中では、市税関係の手数料が200円から300円に上がると。それぞれの影響額については、各所管課ごとにはざっくりとした数字を書きとめておるので、正確ではないかもしれませんが、市民税課では100万円。納税課で13万5,000円。固定資産税課で約27万円ということであったと思います。年間でこれだけの負担が各市税関係での証明を申請する上で、負担が大きくなるということだというふうに思っているわけですが、この市税関係のこういった各種証明というのは、具体的に一体どうの方がどういう目的で申請をしてとるものなのか。基本的なことについてお伺ひしたいと思います。

それから、改定部分で第2条の第6号

の中に、ウとキとクが総務の所管になっておりますが、その中のウについて、火災、震災、風水害その他これらに類する災害に被災したことの証明というふうにあります。これも今回200円から300円かに上げられるということですが、これについても具体的にだれが、どういう目的でこの証明を申請されるのかについて、お聞かせください。

あわせて、ウ、キ、クのキは、ずれただけだというふうに理解しているのですが、最後のクのアからキまでのいずれにも該当しない証明というのはどういうものがあるのかについて、お聞かせいただきたいと思っております。

それで、一番最初にお伺いしていた今回の手数料の改定について、各委員会所管別のものもあるかと思っておりますが、全体としてこの手数料を、今回、値上げをするということの考え方とあわせて、今回の手数料改定において、全体的に市の収入としてどれだけの増額を見込んでいるのかということについても、あわせてお聞かせいただきたいと思っております。

○三好委員長 最初の全体的な考え方と収入増について、答弁を求めます。

市長公室長。

○中西市長公室長 全体的な手数料の改正についての考え方でございますが、本会議の条例改正の提案説明の中でもご説明申し上げたと思っておりますが、前回の改正につきましては、平成7年4月1日にさせていただいたわけでございますが、それから約8年を経過しておるわけございまして、北摂各市の手数料の額及びその改正状況を考慮いたしまして、改正をいたすものでございます。

○三好委員長 川崎次長。

○川崎総務部次長 それでは、手数料の改定に伴います増収の部分でございます。

当初の改定の部分で上がる部分、増収額が約941万2,000円ということでございます。

○三好委員長 南野参事。

○南野総務部参事 火災、震災の際のそういう手数料はどのようなときに、どのような目的で請求されるかということでございますけれども、これは平成7年の阪神淡路大震災がありましたが、そういった大災害が発生した際に、保険会社に対する建物の被害のそういう請求をされた際に、罹災証明として使用されるものでございます。

○三好委員長 奥田参事。

○奥田総務部参事 市税関係の証明はどのようなときにとるかというご質問でございますが、市民税課所管では住民税決定証明、営業証明等がございます。特に多いのは住民税の決定証明でございます、これは所得額、府市民税額を証明するものでございます。

主には金融機関に、例えば、住宅ローンを借りるときの証明。また府営住宅とか市営住宅等を借りるときの証明。また児童手当、児童扶養手当等の証明等々でございます。

○三好委員長 浜崎次長。

○浜崎消防本部次長 先ほど南野参事から言われましたことに重複するかもわかりませんが、火災、その他これらに類する災害に被災したことの証明についてご説明します。

消防所管におきましては、火災証明、いわゆる罹災証明書というものをお出ししております。それにつきましては、罹災された方に対して発行いたしまして、罹災した方が損害保険会社、あるいは税務署等に持っていかれております。

その他の証明といたしましては、傷病者搬送証明書、いわゆる救急搬送証明書

です。これも同じく損害保険会社等に持っていかれる場合が多いと聞いています。

その他の証明の中のその他の証明でございますが、火災に至らない損害、平たく申しますと、風呂の空焚き等のなどの証明といたすものでございます。

○三好委員長 西村参事。

○西村総務部参事 固定資産税関係にお答えさせていただきます。固定資産税では、閲覧、評価証明、公租公課証明というのがございまして、閲覧は不動産の売買されるときとか、普通一般の方ですけれども、土地家屋の台帳の閲覧、これは沿革などを調べられます。この関係です。それから評価証明、これは何をされますかという、ほとんどの方は法務局の印紙税の計算で取りに来られます公課証明はどういうときかといいますと、大概が売買されるときに途中の売買があります。そのときに幾らAの方が払って、Bの方が幾らというときに、計算をされるというものであります。

○三好委員長 井田参事。

○井田総務部参事長 各種証明のうち、納税課にかかわります分につきましては、納税証明、これにつきましては主に金融機関等の融資等に使用されるということで、市税を完納していることを証明するものでございます。

○三好委員長 石田参事。

○石田総務部参事 アからキまでのいずれにも該当しない証明として、私ども契約検査課では、諸証明で施工証明、市の工事等の施工したときにどういう施工をしたかということで求められるときがございまして、そういう証明を発行しているということがございまして。

○三好委員長 安藤委員。

○安藤委員 細かくお聞かせいただきましてありがとうございました。全体で9

4 1 万円の収入増ということであります。約 8 年この手数料も据置のまま来ていて、北摂 7 市の状況も見たときに値上げをするのが妥当だというようなことでの説明だったかと思うのですが、もちろん財政難の状況の問題、それから値上げがこの間ずっと固まっていたという状況もあるかと思うのですけれども、市民の皆さんが市役所について求めてくる証明の中には、生活していく上で必ず必要な証明というものも多々あるかと思えます。やはりこうした証明に対する手数料の負担というものについて、先ほどもご説明ありましたけれども、コストをどのように下げていくのかという努力がこの間、されてきて据置だというふうにご説明されるのかもしれませんが、こういう深刻な財政難と同時に、市民生活が大変な状況に陥っているようなときだからこそ、こういうところにもうひと踏ん張りする必要があるのではないかと思うわけです。

例えば、一方では大きな億単位のお金の動く事業が行われる。また何度も出して恐縮ですけれども、予算と決算の乖離で不用額が何億と出るような状況が続いています。これは財政手法の中ではいたしかたないということもあるかと思いますが、こうした一方で一つ一つの手数料で 1 0 0 円、2 0 0 円という負担を、今この時期に市民の方をお願いしていくというのはどうなのかなと思うわけなんです。その点、改めて市として、こういう上げても 9 4 1 万円、この 1 つ小さいことの積み重ねが大事だとおっしゃるのかもしれませんが、こういう小さいことだからこそ、市民の側に立って、ここはもう少し踏ん張ろうというような判断もあるのではないかと思います。その点についてはいかがかなと。

それから、北摂の状況がご説明いただ

いたのですが、北摂、それから大阪府下、すべて200円から300円というふうな状況になっているのか。他市の300円はどのぐらいの割合になっているのか。200円で頑張っているところはどのぐらいあるのかということについても、ちょっと資料としていただきたいと思うのですが、ありましたらご答弁いただきたいと思います。

あわせて、市税関係の証明の関係で、さまざまな用途で証明を取りにこられておられますが、所得の住民税決定証明などでは福祉関係の申請に必要なものであるとか、多々利用される方がいらっしゃるかと思います。先般の一般会計予算の審議の中でご答弁いただいていた中で、そういった福祉関係の手続においての諸証明については手数料はいただいておりますというようなお話をされていたかと思うのですが、その点はこういった点については手数料免除なのかという規定などはきちんとあるのかどうかです。

その点をお聞かせください。お願いします。

○三好委員長 この時期の値上げはいかかなものかなという質問が、総括的な質問が出ていますので。奥村部長。

○奥村総務部長 値上げに関して私の方からご答弁申し上げます。もちろん財政の部分につきましては歳入は1円でも多く、それから歳出の方には1円でも安くというのが基本的な原則でございます。一つ一つの手数料、200円から300円ということで、今のご時世の中に100円が非常に堪えられる方もおられますし、大半は100円についてはご負担していただけるものというふうに思っております。

ただ、その手数料ですが、本来的には市が財政を預かるときに受益者負担とい

うのは当然のことだというふうに思っております。

先ほどの議案のときに大澤委員の方から受益者負担ということが発せられております。当然、私どもも受益に対し負担をしていただくというのが原則でございます。ただ、300円にいたしましても受益に対して負担というふうにはなっておりません。各市の状況を見まして、300円につきましては負担していただける限度かなというふうに思っております。

それで、941万円でございますが、先ほど言いましたように1円でも多くということの基本で941万円収入をさせていただきますいております。

不用額という質問の中であったのですが、不用額もうちの方は例えば100、予算計上いたしましても、90、あるいは80でも執行できるようであれば支出削減をしていただいで、残り10、あるいは20を不用額で返していただくと。それがひいては基金に積戻しができるというふうに考えております。

○三好委員長 南野参事。

○南野総務部参事 総務防災に係る震災風水害その他に関する証明の免除措置についてでございますけれども、ご指摘のありましたように災害で被害を受けた方から手数料を値上げして取るということでございますけれども、条例の中で免除措置がございまして、自然災害に限りましては、手数料の施行規則によりまして、自然災害に関しては免除いたしております。それでこれまでのことにおきましては、平成11年から15年までの実績でいきますと、証明の発行は19件ございまして、すべて免除措置をいたしております。

○三好委員長 奥田参事。

○奥田総務部参事 市民税課関係で、住

民税決定証明及び所得証明なんですけれども、これは北摂各市の料金比較ということでございますので、15年度の手数料でございますが、高槻市が200円、吹田市が150円、豊中市300円、池田市300円、箕面市200円、茨木市が300円でございます。

それから、手数料の免除の関係でございますけれども、これは国または地方公共団体から事務上の必要により請求があったときということで、これが先般お答え申し上げました公用のということでございます。

それから、あと公費の扶助を受けるもの、または公費の扶助を受けようとするものから、その必要により請求があったときということでございます。これは生活保護のことでございます。

○三好委員長 安藤委員。

○安藤委員 北摂7市のをいただいたのですけれども、すべて300円かと思ったらそういうわけでもないわけですね。それぞれの自治体の判断の中で値上げするか、しないかということがありますから、よそがしているからとか、していないからというのは判断基準であって、そのときにどう判断するかというのはそのとき、そのときの市政の考え方にあるのかなと思うのですが、941万円というのは確かに大きな額というのは大きな額ですし、予算全体から見ると、それほど大きな額ではありません。

何度もいいますけれども、市民生活、それから市内で事業を営んでおられる方がさまざまな事業展開していく上で、生活をしていく上で必要となる公的な書類を市役所に取りに来られる。その書類がこの間までは200円だったものが300円になっていました。100円は何とか総務部長おっしゃられるように、10

0円上がったら払われへんというような額でないのかもしれませんが、ここには値上げされているという感覚といいますか、値上げされているのだというのが市民に直接伝わっていくものだと思うわけなんですけれども。こういった積み重ねが市民への負担感をどんどん増大させていくのではないかと。市民へのなぜ値上げになるのだというようなことの説明が今までされてきたのかどうか。それからほかの財政運営、今まで借金はどうだったのか。膨らんでしまいますけれども、そういうようなところにもつながってくる問題だと思うわけです。

先ほどのご答弁の中でありましたけれども、できるだけコスト意識の中でも、コストをどのように見ていくのか。できるだけ市民の負担に頼らないように、できるだけ努力をしてコストを削減していく。抑えられていくものは抑えていく。そういう姿勢を示していくということが、今、逆行をいろいろと展開されているというときには、一方では大事な面があるのではないと思うわけです。全部値上げをしなければいけない。とにかく収入確保をしなければいけない。重箱の隅をつつくような形でやっていいものかどうか。これは重要なもので、これは上げさせてもらいますけれども、これについては頑張っています。

一步、二歩下がりがながら三歩進むやり方自体、私ども一つ一つ検証しないといけないと思いますけれども、そういう細かなところまで収入を市民の方をお願いをしていくということの考え方はどうかというふうに思うのですが、その点だけ最後にちょっとお聞かせください。

○三好委員長 奥村部長。

○奥村総務部長 ご質問なんですけれども、それぞれ手数料の値上げの部分につきまして

ては、本質的には財政の方は手数料を値上げをして、収入増を図りたい。これは1点あります。市全体といたしましては、それだけ市民に負担をかけるという部分で、先ほどおっしゃられましたように、941万円の収入を得るために、市民からの不平不満を買うということは果たしてどうなのかという観点もございましょうし、それぞれそういう調整の結果の中で、値上げをさせていただきました。これはひいては今の財政状況の逼迫に伴うものでございます。

それぞれ受益者負担というのが当然のことでありまして、100収入があれば100以上の支出。これを努力するのが我々の使命というふうに思っております。ただ、100以上の支出に対して80とか90ということになりましたら、財政パンクするのは当然目に見えておりますので、そういう財政状況も市民の方にそれぞれ広報等機会を通じまして、わかっただけでなく。あるいは手数料の分につきましても値上げ等々につきましても、広報を通じながら市民の方に理解していただく。そういう市民と市行政との信頼関係というのでしょうか。理解ではじめて事が進んでいくのかなと思っております。

今回の値上げにつきましても、財政状況が逼迫しているということでご理解お願いしたいと思います。

○三好委員長 有山課長。

○有山政策推進課長 全体的なことで、使用料、利用料、受益者負担は受益を受けるものがコストの一部を負担するというので、負担の公平性を確保しています。言い換えますと使用しないもの、利用しないもの、受益を受けないものが納めている税金で、受益を受けるものだけを賄うという方法を回避するというのであります。

もともと平成10年9月に策定されました財政健全化計画で、3年ごとに負担の公平性の観点から見直しを図るというふうにしてきたところであります。

例えば、市民課で発行しています住民票の発行件数なんですが、これが14年度で6万8,297通ございます。これにかかりまして本市の方で負担しました決算額なんですが、人件費をあわせて1億353万4,000円余りであります。1通当たりのコストにしますと1,516円という単価が出てきます。こういう形で必ずしもその部分を全部負担しているというわけではないのですが、一部その部分についてのコストを負担しているということです。

ただ、本市の場合、この決算額について電算経費は含まれておりません。同種の統計を出しております兵庫県尼崎市では、1通当たりでは二千二、三百円の金額となっております。

それから、基本的にその300円に対する考え方なんですが、今言いましたように、費用のすべてを逆に計算すると、1,500円ということになるのですが、この間、ABC分析というのを少し答弁のときにさせていただきました。アクティビティ、活動に対する費用を基本にしてコストを計算するということなんですが、本市の職員の給与940万円と見ております。これは職員適正化計画のときに800万円と見ておりますのと、事務事業評価で940万円と見ておる差は退職金を含めて、雇用者負担も含めて940万円という極めて発生主義に近い形でのコスト計算をさせていただいておりますので、事務事業ではそうなっています。

その940万円で月に20日、12か月240日働く、8時間働いて1時間が60分ということで割り戻していただき

ますと、1分当たりの単価は81円60銭となります。アクティビティですので、その活動に要する時間をコストにかけます。住民票発行の時間、これについてはおよそ4分というふうに聞いております。これを掛けていただきますと、約320円ということです。経費だけでなくて人件費でこのぐらいの費用がかかっている。それに対応するというので、諸経費等も当然その中に入ってきますので、先ほど言いましたように本市の計算では1通当たり1,516円というコストになっておりますが、その辺のところの金額ということで、ABC分析によると人件費でそのぐらいの費用を要しているということでご理解をお願いいたします。

○三好委員長 安藤委員。

○安藤委員 事務事業評価の中での分析ということで、細かい人件費コストまで計算をして1通4分の発行時間で計算すると人件費だけで300円のコスト。さらにさまざまな経費を入れて、1通で1,500円というようなことをご説明いただいたわけですね。もちろん市役所で行う仕事というのは当然、人件費といいますか、人が動く労働集約型のサービスというものでありますから、そういったものが含まれてくるかと思えます。

しかしそれだけをやっているという、その部署でもそれだけをやっているというわけでもないわけですし、そういった機械的な計算で、分析するにはそういう分析方法もあるかと思いますが、その分析によって出てきた数字がそのままそっくりそのまま市民にこういった形で受益者負担としてお願いをしてきたかというのは市としての考え方によるものだと思います。

ですから、1,500円かかっているけれども、今までは200円だったんだ

よと。そのままシフトするのであれば1,500円は1,500円にしてしまうという考え方になってしまっていますが、そこを1,500円が200円にしています。1,500円を今回200円から300円にする。100円上げますよ。ここが限度ですよという考え方をするのも市の方の判断だと思いますけれども、そういった判断の中で、今のこの時期に分析に基づいた中のどれだけを市民の人たちにお願いをしていくのかということ考えたときに、私は今はやるべきではないと思います。部長の方からも、お話をいただきました。財政逼迫によって、この100円を上げるのだというご説明でありましたので、そういった趣旨での値上げであるというふうに理解をしておきます。答弁は結構です。

○三好委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好委員長 ほかにないようですので以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時34分 休憩)

(午前11時35分 再開)

○三好委員長 再開します。

議案第5号及び議案第12号の審査を行います。

本2件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

山本善信委員。

○山本善信委員 財産区財産にかかわる話で、かつて事務手続の話をしたことがあるのですが、それぞれ予算執行するに当たって、地元の担当会計が申請手続きをしたりしていただくのについて、できるだけ煩雑にならないようにということと、それからプロがやられるわけではないので、その辺のところを上手に指導してあげて、事業が遂行できるようにとい

うことで、お願いしたり、あるいはまたこの委員会で申し上げたりしたことがあって、一定の要綱をつくってちゃんと皆さんの目に触れるところへやっていただいているわけですが、その内容はともかくとして特に物品の購入に当たって、例えば、見積書を徴収するような関係の規定があると思うのですが、それについてどういう形で事が動いているのか。動かそうとするのか。その点、ちょっとご説明いただけませんか。

○三好委員長 南野参事。

○南野総務部参事 具体的な会計の申請手続のマニュアルも含めましてのご質問でございますが、特に物品の購入について特に見積書についてはどうかということでございます。

さきのマニュアル化につきましては、財産区財産の交付申請の手引書を昨年末にお配りしまして、示したところでございますが、そのマニュアルの中にいろいろ光熱水費、あるいは修理等のそういう見積関係につきまして、添付書類の必要性について説明をしておりますが、特に物品の購入の見積につきましては、そのマニュアルの中で市に準じた財務規則の95条第1項の規定によりまして、かたい言葉で申し上げますと、そういう市の財務規則ということになりますけれども、金額的な表示をさせていただきまして、10万未満につきましては、2社の見積が必要です。そして80万未満については3社の見積が必要です。それから80万円以上につきましては5社の見積が必要だということで、それぞれの購入の際のそういう説明書きとして、説明を申し上げているところでございます。

○三好委員長 山本善信委員。

○山本善信委員 その点はよく、お金のことですので、慎重にちゃんとしていた

だかないかんというのは財務規則云々の話がありましたが、そういうことだと思うのですが、これはそれしかいけないということになるのでしょうか。それとももう金額でもう杓子定規に事が構えられていて、融通性を利かせというようなことは、そういう申し上げ方はできないのですけれども、こんなことまでその金額の範囲内でやらないといけないのかということまで言われる場合があって、規則そのものは私も承知しているのですが、要はそういうことについて地元の会計の関係の方に十分にその辺のところを、なぜそういうことが必要なのかということについては、わかっていたらということだけは申し上げておきたいと思います。

○三好委員長 南野参事。

○南野総務部参事 財産区と申し上げましても、やはり特別会計ということで、一般会計と同様の事務処理をしておりますので、やはり物を買うにしても消耗品であれば年間契約、そして備品であれば、そういう競争見積りということで、いろいろな手続で同じ手順で会計の方から出していますので、全く同一の会計処理になります。財産区だけを簡易な処理というのは、今のところちょっと行政と全く同じ考えで会計処理しておりますので、難しいように思います。

ただ、十分、今後も会計の方が入れ替わりございますので、その際は、わかりやすいようにできるだけ説明させていただいて便宜を図りたいというふうに考えます。

○三好委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩いたします。

(午前11時41分 休憩)



(午前11時43分 再開)

○三好委員長 再開します。

議案第19号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し質疑に入ります。

森西委員。

○森西委員 これは早期退職の特例ということですがけれども、今の平成14年度の決算でいきますと平成18年度には赤字再建の準用団体に陥るといふような試算が出ておりますけれども、この早期退職をした場合に、民間企業で早期退職を募って、それが余りにも多くなって会社が倒産したというようなケースもありましたけれども、そういうふうな危惧する部分はないのか。それが18年度から17年度に早くなったり、そういうふうなことがないのか。お聞かせください。

○三好委員長 中岡参事。

○中岡市長公室参事 ただいまのご質問でございますけれども、平成14年度募集したときには11名が退職されました。私ども考えているのは今回の特例につきましては、平成19年から22年まで約200人ほどの大量退職が出ますので、その方を対象にということではないのですけれども、その部分について割増し額をふやした分で条例を上げさせていただいております。

その部分につきましては前倒しでやめていただくことによって、一時期に来る退職金の平準化も図れますし、あるいは大量退職のときにやめはった分を補充を少なくするという格好では、なかなか市も運営できませんので、前倒しで採用しながら職員の年齢の平準化も図っていきたいと思っておりますので、それが、今、おっしゃいました民間企業のように会社がつぶれるような形にはならないと思っております。

○三好委員長 森西委員。

○森西委員 今のご答弁でそういうふうなことは、民間企業のように会社がつぶれるようなことはないというような答弁をいただきましたので、それを信じて早く18年度が17年度になったりとか、そういうふうなことがないように退職される方ですから、希望ですので人事の方からなかなかそれをどうにかするというふうなことは難しいとは思いますが、平成19年度以降の退職者のピーク時期、それを前倒しといいますか、そういうふうな円滑に財政運営できるように、これは要望して終わりたいと思います。

○三好委員長 安藤委員。

○安藤委員 今のご答弁もお聞かせいただいたのですが、平成19年から平成22年に退職者が集中すると。この時期に退職金がピークということで、財政上からいっても準用団体に陥るといふ第2期の危機というふうにもお聞かせいただいているわけなんです。この19年から22年、約200名ほどの退職者、予定でいきますと退職金の総額というのは大体どのぐらいを見込んでおられるのか。それからこの早期退職の条例を制定することによって、19年から22年に退職を迎える54歳から57歳ぐらいまでの方々でどのぐらいの方が早期退職の手を挙げられると、平準化になるのか、そういう目算のようなものはおありなのかどうかです。ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

同時に一緒にお聞きしておきますが、先ほどは希望退職を募った場合に、民間企業の場合では、募集定員を超える方々が手を挙げられる。市税の質問をしていく中でも、市内の大手企業は転身支援ということで募集したら、かなりの方が手を挙げられたということで、そこで特別

な措置が出たというようなお話もご説明  
いただいていたわけですが、一方  
でいろいろ昨今の雇用の危機の問題など  
の中では逆に肩たたきというのですか、  
退職勧奨というものが、今回のこの退職  
手当の特例に関する条例によって行われ  
ることはあるのかなのか。ないといひ  
ながらも実質上そういうような状況に追  
い込まれるような雰囲気が出てくるとい  
うことも、実際、さまざまな民間企業等  
で大きな問題にもなっていることであり  
ます。

特に行政というものは、きちんとした雇  
用、働いてきた人の権利を守っていくと  
いう、そういった前提に基づいて人事政  
策をやっていく必要があるかと思いま  
すので、その点、確認の意味で、一緒にお  
聞かせください。

○三好委員長 中岡参事。

○中岡市長公室参事 一応退職金の総額  
につきましては、大体平均で2, 500  
万程度といたしまして、4年間で約52  
億になります。

平成14年、11名実際には出たので  
すけれども、本当のことをいまして私  
の方どのぐらいになるかというのは予想  
がつかないです。14年当時も一応3人  
でも5人でも出たらいいかなと思ってい  
たのですけれども、実際には11名出ま  
した。今回につきましては、一度、14  
年にやっておりますので、その後何人出  
るかというご質問については予想がつか  
ないので、お答えできないのですけれど  
も、10名ぐらい出ていただいたらいい  
かなと思っております。これは希望です  
のでよろしくお願ひします。

あと、例えば、仮に10名、54歳の  
方がやめていただきましたら、6年間の  
補充したとしても約6年間で約2億5,  
000万円ほどの経費削減になりますの

で、やっぱりそれはそれで出ていただ  
いたらありがたいなと思っています。

それから、職員につきまして勧奨とい  
うお話があったのですけれども、今現在、  
勧奨退職というのは退職の手当の中では  
実際にあるのです。その分につきましては  
今まで管理職の方については58歳で  
勧奨していたのですけれども、今、再任  
用制度というのができましたので、それ  
に合わせて、今現在は勧奨はいいた  
しておりません。今回の部分につきま  
しても職員に対して勧奨するようなこと  
は全く考えておりませんので。希望者のみ  
一応受付期間は設けて、受付をしていき  
たいと思っております。

○三好委員長 今の部分で、職員の適正  
化計画に基づいて、これはその部分の一  
助につながる分で人事戦略としてやっ  
ているのでしょうか。その部分も含めてもう  
一か所答弁してくれますか。その10名  
をどうのこうのでなしに。答弁求めます。

中岡参事。

○中岡市長公室参事 今、現在職員数適  
正化計画というのを設けて、実際に実施  
計画を16年からやっていくのですけれ  
ども、その中で一番問題になるのは、や  
はりいろんなところで非常勤化、ある  
いはアウトソーシングというものは考  
えていく中で、年度ごとの退職者の人  
数というのはかなり大きな課題になっ  
てまいります。

今現在おられる方を退職させて、それ  
でアウトソーシングするというわけにも  
いきませんので、私どもの考え方でい  
きますと退職した方に合わせて、順次  
そういうことをやっていくというのが、  
今の手法になっておりますので、退職  
者の方が早期で出られた場合には、  
その部分について非常勤化の職場なり、  
あるいはアウトソーシングなりの部分  
をしていくと

いうことについては、それだけスピードが速くなりますので、そういうことでは早期退職も適正化をやっていく上では1つの重要な手段であると思っております。

○三好委員長 安藤委員。

○安藤委員 職員数の適正化の計画の中で、退職のスピードを速めて適正化を図っていく、一助にしていくという考え方を示していただいたかと思えます。

どのぐらいの方がやめたらというような質問の仕方もおかしな質問の仕方なんですけれども、適正化計画の中で、この19年から22年度に向けて約200人、それ以外にも30名、20名と退職予定される方がいらっしゃいます。本来であるならば、市役所に勤めて定年まで勤め上げられるような職場というのが本来あるべき姿だと思います。

それを早期にやめてもらった方がありがたいような状況になってしまったということ自体、これまでの人事政策が厳しく問われないといけない部分もあるのかなと。団塊の世代の方々が大量に入社されて、入社された時点でもうその方が退職されるのはずっと昔からわかっていることであって、今、退職金の問題が始まったようなとらえ方をするのは間違いではないか。これまで長年、市役所で勤めてこられて、いろいろなお仕事に力を注いでこられた方々が定年間近になったときに、もう早くやめてもらった方がありがたいような議論がされてしまうということ自体、市民の皆さんから行政を預かっている方々が、行政に携わる職員としてのやりがいですとか、今までやってきた価値ですとか、そういったものを否定されてしまうというふうにつながるのではないか。今後の若い職員に、こういった考え方というのはすごく悪い影響を与えるのではないかなということを大変危

惧しているわけです。

適正化の中で、技能職員の数が府の平均よりもちょっと多いのだと。退職者の予定の中には技能職員の方がいらしたり、事務職員の方もいらっしゃる中で、勧奨しないのですねとお聞きしたのは、この部門が多いからここは早期退職してもらわないとあかんような、そういう計画を示しながらやるのが職員に対する圧力になりはしないかなということを心配して、ちょっとお伺いしたわけです。

そういったことはないというようなご答弁でありましたので、そういった点は改めて確認をしていただいて、やる必要があるのではないかということだけ申し上げて質問を終わらせてもらいます。

○三好委員長 暫時休憩いたします。

(午前11時55分 休憩)

(午前11時56分 再開)

○三好委員長 再開します。

山本善信委員。

○山本善信委員 要は業務量と人員の配置が適正かどうかです。一人ひとりの業務量が、今までの適正業務量であったかどうかということはきちり検証した上で、何人多いとか少ないとかという形を、しっかりと持たないとだめだと思うのです。そういう点からして、もちろん人口急増のときにももちろん業務がたくさんふえて、職員も採用されたということなんですけれども、言い過ぎになるかもしれませんが、当時としては、やはり急激に業務量がふえたということにしても、人が同じような形で、それが現在の業務に対する1人の適正業務量だということのをかなり少ない量に考えられて、バアッとふやされた時期が当時だったというふうに、これは非常に失礼な言い方になるかもしれませんが、そういうふうに私は思っていて、民間の企業が労働量が働き

過ぎだということもあるでしょうし、と  
いて今の公務員の労働量が適正だとい  
うことはない。少ないということとの、  
その辺の考え方がきっちり持っておかな  
いと、単なる数減らし、数合わせみたい  
な感じになりますので、その辺のところ  
の考え方をどのように持っておられるの  
か。

先ほどから議論が出ていますように、  
今の現在の状況の中で、1人の人の守備  
範囲をできるだけたくさん持ってもらっ  
て、しっかり、働き過ぎにならないよう  
に、しかも適正な形でちゃんと守備範囲  
を持ってもらって、それでしかも平準化  
していくというようなやり方、これはあ  
と財政的な裏づけの問題も考え合わせて、  
そのことを考えていかないかんといい  
ことだと思うのですが、その辺についての  
基本的な考え方を、もう一度、聞かせて  
いただきたいと思います。

今、漠然とした形では承知しているの  
ですけれども、もう一度、お答えいた  
だきたいと思います。

○三好委員長 中岡参事。

○中岡市長公室参事 ただいまのご質問  
につきましても、適正化計画の中でも一  
応書いておるのですけれども、確かに昔  
と今でしたら、事業量の内容も違います  
し、またいろんなアウトソーシングの形  
のことも出てきております。

地方についてもこの間、独立行政法人  
なり、役所とのすみ分けも出てきてお  
ります。そういう意味でいいますと、この  
適正化計画も十分に業務の中身を精査し  
た上で、役所でするもの、しないもの、  
あるいは職員でするもの、しないものを  
すべてきちっとした上で、職員の採用な  
り、あるいはやっていきたいと思ってい  
ますので、そのことについては基本は  
やっぱりまずは事業量がどうであるかと

いうのを把握した上で、いろんな形で  
アウトソーシングなり、非常勤化をして  
いくのが筋ではないかと思っております  
ので、そのようにやっていきたいと思  
っております。

○三好委員長 山本善信委員。

○山本善信委員 今のお考えのもとで、  
この条例案だというふうに理解いたしま  
して、ぜひそれぞれの職員の皆様方がよ  
くその辺の判断をしていただけたらと期  
待しておきたいと思っております。

ありがとうございました。

○三好委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前12時 休憩)

(午後1時 再開)

○三好委員長 再開します。

次に、議案第21号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し質  
疑に入ります。

安藤委員。

○安藤委員 特別職職員の給与に関する  
条例の一部改正について、調整手当の特  
別職や教育長の期末手当基礎額を給料と  
調整手当の合計額に0.2を乗じたもの  
を、これを期限切れで延長するというこ  
となんですけれども、議員の方について  
はまた議会議案として出されているわけ  
ですが、この延長することによっての年  
当たりの影響額をお聞かせいただきたい  
のと、改めてそもそも論でお聞きしま  
すが、期末手当基礎額を計算する上で、  
この給料と調整手当に0.2を乗じるとい  
う傾斜配分するという考え方を、  
どういった趣旨でこういった取り決めが  
あるのかというのを、そもそも論とし  
てお聞かせいただきたいと思ってい  
ます。

○三好委員長 中岡参事。

○中岡市長公室参事 まず1点目でございますが、年間の影響額につきましては、364万9,000円でございます。それから20%の加算の分でございますが、これは、人勧の関係で役職加算というのが公務員に設けられております。それが10%、15%、20%ということで、管理職につきましては20%の役職加算が設けられておりますので、その分につきまして部長級が例えば高額な方が20%をつけた場合に、かなり特別職の方に近づいていくわけです。やはりそれについては特別職の方にも20%をつけることによって、給料の均衡を図っていかうということで20%をつけておるところでございます。

○三好委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好委員長 以上で質疑を終わります。  
暫時休憩します。

(午後1時2分 休憩)

(午後1時3分 再開)

○三好委員長 再開します。

次に、議案第20号、議案第22号及び議案第23号の審査を行います。

本3件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時4分 休憩)

(午後1時6分 再開)

○三好委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号所管分について、可決する

ことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第5号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第12号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第19号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第20号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第21号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定

しました。

議案第22号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第23号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第24号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会を閉会します。

(午後 1時8分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 三好 義治

総務常任委員 安藤 薫